大阪府条例第　　　号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく

債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年大阪府条例第三号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に行われた廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条及び第三条の規定による職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第三条中「第二百四十三条の二」とあるのは、「第二百四十三条の二の二」とする。